

堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例（概要）

目的（第1条）

- 1 手話を言語として位置づけ
- 2 手話の理解の促進、手話の普及
- 3 障害者の情報取得、コミュニケーション手段の利用促進

基本理念（第3条）

- 手話が独自の言語体系を有する文化的所産であることを認識する
- 障害者の情報取得、コミュニケーション手段の選択と利用機会の確保は、障害者が日常・社会生活を営む上で必要不可欠であることを理解する
- 全ての人が相互に人格と個性を尊重する

定義（第2条）

※コミュニケーション手段：手話、音訳、要約筆記、筆談、字幕、点字、触手話、指点字、平易な表現、絵図、記号、身振り、手振り、重度障害者用意思伝達装置、パソコン等の情報機器その他の障害者が情報取得及びコミュニケーションを行う際に必要な手段として活用されるもの

※コミュニケーション支援者：手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者その他のコミュニケーション手段を利用して障害者を支援し障害者と障害者以外の者とをつなぐ者

市の責務（第4条）

- 手話の理解の促進、手話の普及
- 障害者の情報取得、コミュニケーションに関する施策の推進

市民の役割（第5条）

- 基本理念を理解する
- 市の施策に協力するよう努める

事業者の役割（第6条）

- 基本理念を理解する
- コミュニケーション支援者と連携して合理的配慮の提供に努める
- 市の施策に協力するよう努める

滞在者等への対応（第7条）

- 市・市民・事業者は堺市を訪問・滞在する障害者の情報取得及びコミュニケーション手段を利用しやすい環境づくりに努める

施策の推進方針（第8条）

障害者長期計画や障害福祉計画と調和のとれた施策を推進するための方針を定める

- ◆ 手話の理解の促進及び手話の普及
- ◆ 情報取得及びコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備
- ◆ コミュニケーション支援者の育成及び確保 など

コミュニケーション手段を学ぶ機会の提供（第10条）

- ▶ 手話への理解を深め、コミュニケーション手段を学ぶための学習会等の開催を支援

コミュニケーション手段による情報発信（第11条）

- ▶ 障害者が市政情報を取得できるようコミュニケーション手段を利用して情報発信

公共施設等における啓発（第12条）

- ▶ 手話への理解の促進、コミュニケーション手段の普及のための積極的な啓発

学校におけるコミュニケーション手段への理解の促進（第13条）

- ▶ 学校におけるコミュニケーション手段に接する機会の提供

意見の聴取（第9条）

市は、施策の推進方針の策定、施策の実施状況を確認の際には、障害者、学識経験者などの意見を聞くものとする